

平成 28 年 第 5 回白石町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成28年5月6日（金） 午前9時00分～午前10時31分
2. 開催場所 白石町役場 3 階大会議室
3. 出席委員（34 人）

1番 片渕久司 委員	2番 木室徳好 委員	3番 岩永廣康 委員
4番 永松英昭 委員	5番 島ノ江 薫 委員	6番 渡辺清一 委員
8番 小野愛子 委員	9番 溝口一博 委員	10番 大曲昭太 委員
11番 川崎 悟 委員	12番 山口雪人 委員	13番 松尾利助 委員
14番 中村康則 委員	15番 吉岡保則 委員	16番 山口八州男 委員
18番 片渕秋正 委員	19番 山崎春樹 委員	20番 松尾和義 委員
21番 角 眞人 委員	22番 鐘ヶ江善三 委員	23番 竹下一彦 委員
24番 中村勝郎 委員	25番 溝口修一郎 委員	26番 石田義明 委員
27番 永石幸人 委員	28番 内野さよ子 委員	29番 久原菊恵 委員
30番 緒方昭久 委員	32番 白武一正 委員	33番 土井力雄 委員
34番 小柳眞佐美 委員	35番 本山法夫 委員	36番 吉原春樹 委員
37番 川崎 薫 委員		
4. 欠席委員（3 人）

7番 木下善明 委員	17番 稲富正信 委員	31番 井崎陽子 委員
------------	-------------	-------------
5. 議事日程
 - 第 1 議事録署名委員の指名
 - 第 2 (1) 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 - (2) 農地法第 4 条の規定による許可申請について
 - (3) 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 - (4) 非農地証明願いについて
 - (5) 平成 28 年白石町農用地利用集積計画（5 号）の承認決定について
 - (6) 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について

報告事項	(1) 合意解約の報告
	(2) 形状変更届出について
業務連絡事項	(1) 第 6 回農業委員会総会の日時及び場所
	(2) 農業者年金加入推進特別研修会について
	(3) その他
6. 農業委員会事務局職員

事務局長	西山里美	農地農政係長	田中進一	農地農政係長	野中和男
農地農政係	三原淳壱	平田宰子			

7. 会議の概要

事務局 おはようございます。

それでは、若干時間を過ぎましたけども、5月の農業委員会の総会を開催したいと思います。よろしく願いいたします。

まず初めに、会長の挨拶をお願いいたします。

会長 (会長挨拶)

事務局 どうもありがとうございました。

本日は7番の木下善明委員、17番の稲富正信委員、それから31番井崎陽子委員から欠席の連絡がっております。

本日の出席委員は37名中34名ということで定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

以後、議事進行につきましては、規定に基づき会長をお願いをいたします。

議事録署名委員の指名

議長 それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。

21番の角真人委員、22番の鐘ヶ江善三委員を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

1. 農地法3条の規定による許可申請について

議案番号第91号、議案番号92号

議長 「農地法第3条の規定による許可申請について」議題といたします。

議案番号第91号、92号は、これは関連がございますので一括して説明をし、一括して採決をいたしたいと思います。

議案番号91号、92号、事務局説明を求めます。

事務局 それでは、農地法3条の規定による許可申請の前にすみませんが、1つ議案の訂正をお願いしたいと思います。

議案の101号、専決処分の報告及び承認についてでございますけども、この業務がここに上がっている農地につきましては、4月の総会であっせん委員さんの指名をいたしまして、4月15日にあっせん会が開催されております。本日の所有権移転の議案として102号に掲載しております。その関係で事務局のチェックミ

スでここに載っておりますので、101号につきましては削除をお願いしたいと思います。ご迷惑をおかけします。すみませんが、削除ということで取り扱いをお願いしたいと思います。

それでは、議案91号、92号のご説明をいたします。

議案番号91、権利の種類、所有権移転、贈与、申請農地、大字新拓〇〇番、田の976㎡、譲渡人、白石町大字築切〇〇番地、二の箆の〇〇さん、〇歳。譲受人、白石町大字築切〇〇番地、二の箆の〇〇さん、耕作面積は田の9,249㎡、畑、194㎡、計の9,343㎡、稼働力、男1、女1、申請の事由としましては譲渡人の要望です。

同じく議案番号92番、権利の種類、所有権移転、贈与、申請農地、大字新拓〇〇番、田の974㎡、譲渡人、白石町大字築切〇〇番地、二の箆、〇〇さん、譲受人、白石町大字築切〇〇番地、二の箆、〇〇さん、耕作面積、田、24,891㎡、畑、357㎡、計25,248㎡、稼働力、男2、女2です。

議案番号の91番と92番は、お手元の位置図の1ページをごらんいただくとわかりやすいと思いますけども、〇〇さんの農地から挟まれた形で〇〇さんの農地がございます。効率的に利用するためにも世帯間で交換を行い集約を図りたいと双方より申し入れがありまして、名義人それぞれの相手の子への贈与として申し出をされております。

91番の譲受人の〇〇さんは兼業農家として21年、同じく92番の〇〇さんは30年の農業歴がありまして、今後もこれまで同様全ての農地について適切な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第3条第2項の各号には該当しないことから申請は妥当と判断し、受理をしたところです。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

続きまして、地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。地元農業委員として4月25日に事務局と現地確認を行いました。今回の申請は、事務局からの説明にありましたように農地の集約を目的に世帯間でおのおのの農業後継者に対して贈与を行うもので、いわば世帯間での農地の交換であります。

世帯ごとの営農状況につきましては、議案第91号、譲受人〇〇氏は米を中心に約9反、それから議案第92号の譲受人〇〇氏は米、麦、タマネギを中心に約2町6反をおのおの勤めの傍ら耕作されております。両名の譲受人につきましては今後も周辺地域と協力して耕作することをお約束されており、所有権移転については問題ないと判断いたします。ご審議の方よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。地元委員の説明が終わりました。

これについて何かご意見ございませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。これは一括で採決いたします。
議案番号91号、92号、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号91号、92号は原案のとおり
当委員会で許可することに決定をいたします。

議案番号第93号

議長 続きまして、議案番号第93号、事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号93、権利の種類、所有権移転、贈与、申請農地の表示、大字築切字舩
捌〇〇番、大字新拓〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、大字新明〇〇
番、〇〇番、〇〇番、面積、田、28,971㎡、譲渡人、白石町大字新明〇〇番地、
新明2Aの〇〇さん、譲受人、白石町大字新明〇〇番地、同じく新明2Aの子で
ある〇〇さんです。耕作面積、田、78,915㎡、稼働力、男2、女2、申請事由は
子に対する贈与、相続時精算課税制度の適用となっております。

申請事由につきましては、相続時精算課税制度適用による子に対しての贈与で
ございまして、適用要件を満たしておられ、〇〇さんが農地の全て78,915㎡の贈
与を受けられるものです。

譲受人は6年間農業に従事されており、これまで同様に全ての農地の適正な利
用が認められ、機械、労働力、技術面、地域との関係等も問題なく、農地法第3
条第2項の各号には該当しないことから申請は妥当と判断し、受理をしたところ
でございます。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。
これについて何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 これもないようですので、採決に入ります。
議案番号第93号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。これも全員賛成と認め、議案番号第93号は原案のとおり当委員会で許可することに決定をいたします。

議案番号第94号

議長 続きます、議案番号94号、事務局に説明を求めます。

事務局 続きます、議案番号94、権利の種類、所有権移転、売買でございます。申請農地の表示、大字八平字新開〇〇番、畑の2,458㎡です。譲渡人、小城市芦刈町大字永田〇〇番地、〇〇さん、譲受人、小城市芦刈町大字永田〇〇番地、〇〇さんです。耕作面積は、田が260,409㎡、畑、9,937㎡、合計の270,346㎡です。稼働力は、男2、女2、申請の事由は、譲渡人、譲受人双方の要望となっております。

位置図につきましては2ページをごらんください。

譲渡人の〇〇さんは芦刈町在住で通作に不便であるとして、隣接所有者である〇〇さんが購入されるものでございます。〇〇さんは専業農家であり、米、麦、大豆、イチゴなどを作付されております。作付状況につきましては、小城市のほうからの耕作証明書で確認をいたしております。

申請農地の隣を耕作されているのが〇〇さんということから、譲渡人との間で売買の話があり、購入されることとなりました。所有農地とともに効率的に利用される計画で、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第3条第2項の各号には該当しないことから申請は妥当として受理をいたしております。審議方よろしくお願いたします。

議長 これについては地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。地元農業委員として4月28日に事務局と現地確認を行いました。

以前から譲渡人の父と譲受人の父との間で売買の約束がなされており、今回の所有権移転はその意向に沿うものです。譲受人は申請地の隣接農地を耕作されており、今後申請地においても周辺地域と協力しながら耕作される予定であることから、申請の所有権移転については問題ないと判断いたします。ご審議をお願いいたします。

議長 ありがとうございました。

地元委員の説明が終わりました。

これについて何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 これもないようですので、採決に入ります。
議案番号第94号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第94号は原案のとおり当委員会ですべて許可することに決定をいたします。

議案番号第95号

議長 続きまして、議案番号95号、事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号95、権利の種類、賃借権設定、申請農地の表示、大字福吉字五本黒木〇〇番、田の3,070㎡、貸付人、白石町大字東郷〇〇番地、大戸中の〇〇さん、借受人、藤津郡太良町大字大浦乙〇〇番地、〇〇さん、耕作面積、田、8,175㎡、畑、89,091㎡、合計97,266㎡。稼働力、男2、女0となっています。申請の事由としましては、借受人の要望です。

位置図につきましては3ページをごらんください。

借受人は、米、タマネギ、ミカンなどを作付されており、申請農地は作業場の裏に当たり、職員及び利用者で耕作をされる計画でございます。農地法第3条2項ただし書き及び農地法施行令第6条第1項第1号ハの許可の例外により許可し得るものと判断し、申請を受理しております。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 これについても地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。地元農業委員として4月25日に事務局と現地確認を行いました。

事務局からの説明もありましたように、〇〇さんが借り受けて耕作されているものであります。現在、借受人は町内において米、タマネギを中心に約0.5ha、町外においてはミカン、サツマイモなどを中心に約8.9haの農地を耕作されており、また申請地に隣接田についても現在借り受けて耕作されておられます。借受人は今後も周辺地域と協力して耕作することを約束されており、借地権設定につ

いては問題ないと判断しました。ご審議をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
 これについて何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。
 ありませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。
 議案番号第95号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。これも全員賛成と認め、議案番号第95号は原案のとおり
 当委員会です許可することに決定をいたします。

2. 農地法4条の規定による許可申請について
議案番号第96号

議長 続きまして、「農地法第4条の規定による許可申請について」議題といたしま
 す。
 議案番号第96号、事務局に説明を求めます。

事務局 農地法4条の規定による許可申請について、議案番号96、申請農地の表示、大
 字新拓〇〇番、田の538㎡、同じく大字新拓〇〇番、田の127㎡、合計の665㎡、
 申請者、白石町大字新拓〇〇番地、〇〇さん、転用目的は農舎、駐車場、施設拡
 張分ということです。

 転用の事由、農業用施設の建設用地として当時住宅周辺を検討しましたが、適
 当な宅地や雑種地及び第3種農地等なかったことから、住宅地から離れた場所
 にある既存の乾燥糶摺り施設、堆肥舎に隣接する〇〇番に計画をした。〇〇番につ
 いては、乾燥糶摺り施設と堆肥舎敷地の裏側に位置し、施設の一部として無断で
 拡張して使用していたとして始末書が添付されております。

 事業または施設の概要、農舎（ビニールハウス）100㎡、駐車場200㎡、施設拡
 張部分127㎡、通路その他238㎡、位置図及び影響等、東、町道、宅地、西、田、
 南、田、北、宅地、田、面積の検討、適当、その他参考事項としまして農振除外
 が平成27年5月21日に軽微な変更として決定公告をされております。

 位置図につきましては4ページから6ページをごらんください。

農地区分としましては、農用地区域内農地でございます。用途区分の変更ということで、原則不許可ではありますけども、許可基準の該当事項の用途区分の変更ということで許可基準を満たしております。平成25年度から農業経営規模の拡大に伴い不足した農業用施設を無断で造成し、利用していたということで始末書が添付されております。申請地の周りについても自己所有地であることや土地改良施設への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから申請は妥当と判断し、受理をしております。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

これについては地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の〇〇です。地元農業委員として4月28日に事務局と現地確認を行いました。申請人は経営規模、約6.7haで水稻、大豆、タマネギを栽培し、また繁殖牛の飼育及び稲わら、堆肥等の販売もされている大規模な経営農家であります。

今回申請の〇〇番及び〇〇番につきましては、農業経営及び農業関連事業の拡大等により、平成25年5月ごろから農地法の申請をしないまま造成を行われ、農業用敷地として、またビニールハウスの農舎及び農業用車両等の駐車スペースとして利用されておられます。

周辺農地は申請人の所有地であり、事業内容から見ても影響はなく、今回の転用はやむを得ないと判断されます。無断転用につきましては十分指導をしておりますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。

これについて何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。
ございませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。

議案番号第96号、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長 ありがとうございます。これも賛成多数と認め、議案番号第96号は原案のとおり知事に進達することに決定をいたします。

議案番号第97号

議長 続きますして、議案番号第97号、事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号97、申請農地の表示、大字福富字西新地方〇〇番、〇〇番、〇〇番、田の705.95㎡、大字福富字西新地方〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、畑の966㎡、合計の1671.95㎡です。申請者は白石町大字福富〇〇番地、東区の〇〇さん、転用目的、農業用倉庫、ビニールハウスの農舎、車庫、農業用資材置場、宅地進入路となっております。

転用の事由としまして、作付面積が増えるに従い農機具等の収納場所や作業スペースの確保に苦慮していたため、転用手続きをしないまま農地を造成し、農業用倉庫1棟、ビニールハウス農舎3棟、農業用倉庫下屋増設1カ所の建設を行った。以上につきましては始末書が添付されております。

なお、現在もタマネギ選果作業所、雇用者の駐車場、資材置き場が不足しており、この現状を解消するため、今回農業用倉庫の新築を計画した。

事業または施設の概要、農業用倉庫442.8㎡、農舎150㎡、車庫33㎡、農業用資材置き場112㎡、宅地進入路227㎡、通路その他707.15㎡、位置及び影響等、東、雑種地、田、西、水路、宅地、南、田、北、宅地、田。その他参考事項として、〇〇番、〇〇番、〇〇番の3筆は農振除外が平成27年9月8日に決定公告をされております。ほかの5筆につきましては、農振除外が平成26年12月4日の見直しによりまして決定公告をされております。

位置図につきましては7ページから10ページをごらんください。

農地の区分は第1種農地でありまして、原則不許可でございます。特定土地改良事業等の施行に係る区域内の農地で、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域にある農地ということで原則不許可でありますけれども、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住するものの日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものと判断をいたしております。

始末書添付の農業用倉庫1棟のほかにも現在も不足しているタマネギ選果場及び雇用者駐車場もあわせて計画をされており、転用の許可要件を全て満たしていることで本申請は妥当と判断し、受理をいたしております。ご審議方よろしく願います。

議長 これについても地元委員の説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。地元農業委員といたしまして4月28日に申請者及び事務局と現地確認を行いました。

申請人は現在、米、タマネギ、キャベツ、レタスなどを中心に約8haの農地を耕作されております。また、過去〇〇さんはJA白石地区、また県JAさかのタマネギの部会長として長年運営、販売に寄与されておりました。

今回の転用申請は営農及び日常生活に必要な農機具等の収納施設、資材置場並びに宅地進入路等としての利用ですが、周辺の農地等にも影響はなく、また営農規模から見ましても転用はやむを得ないと判断されます。

なお、無断転用につきましては十分に指導しておりますので、何とぞご審議をよろしくお願いします。

議長 ありがとうございました。
 これについて何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。
 ございませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。
 議案番号第97号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。これも全員賛成と認め、議案番号第97号は原案のとおり知事に進達することに決定をいたします。

3. 農地法5条の規定による許可申請について
議案番号第98号

議長 続きまして、「農地法第5条の規定による許可申請について」議題といたします。
 議案番号第98号、事務局に説明を求めます。

事務局 農地法5条の規定による許可申請、議案番号98、権利の種類、所有権の移転、売買、申請農地の表示、大字福吉字本松〇〇番、畑、91㎡、譲渡人、白石町大字福富下分〇〇番地、住ノ江区の〇〇さん、譲受人、佐賀市鍋島町大字蛸久〇番地、〇〇株式会社代表取締役〇〇、転用目的は太陽光発電施設。

 転用の事由、当該農地は集落内の平坦な土地であり、西、南方向には建築物がなく、日照条件がよく、太陽光施設、太陽光設置場所として好立地と考え、当計画に至った。設置後は政府の指針により電力供給の不安定化による代替エネルギー確保が求められているため、自然エネルギーによる電力供給に寄与するとともに、今後会社運営の安定化を図りたい。

 事業または施設の概要、太陽光発電パネルなど770㎡、駐車場25㎡、通路その

他22.40㎡、必要面積については同時に宅地利用を含んでおります。位置図及び影響等、東、宅地、西、町道、南、町道、北、宅地。面積の検討、適当。その他参考事項としまして、農振除外が平成26年12月4日の見直しによりまして決定公告をされております。

位置図につきましては11ページから13ページをごらんください。

当申請地は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地です。農地区分は第1種農地でございます。第1種農地につきましては原則転用不許可となっておりますけれども、許可基準の該当事項といたしまして、隣接する土地と一体として同一の事業の目的に寄与するために行うものであり、当該事業の目的を達成する上で、当該農地を供することが必要と認められるものと判断をいたしております。周辺に農地もなく、また土地改良施設等への影響もなく、その他許可基準も全て満たしていることから申請は妥当と判断し、受理をいたしております。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

続きまして、地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の〇〇です。地元農業委員として4月26日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請については、申請地である畑と現在空き家となっている住宅の宅地を一括して太陽光発電施設として整備を行われるものであります。隣接する農地等もなく、周辺農地への影響等もないことから転用はやむを得ないと判断いたします。ご審議よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。

これについて何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

どうぞ。

○番 ○番〇〇です。ちょっとこれ聞きたかったのですが、もともと屋敷だったのでしょうか。

○番 屋敷です、まだ、今も空き家です。

○番 今は。それで、ずっと前私、屋敷を田んぼにした場合は、要するに国の補助などは全く受けられないわけでしょ、補助も出ないし、そこの減反のときの金も出ないわけでしょ、もとの屋敷を田んぼにした場合。最終的には大体屋敷ばしても何もたいしたことあるものかということ、結局こういうふうにしたほうがよっぽど利益が上がるわけですね。そこら辺はちょっとどのように考えていいのかな

というか、普段から疑問に思っていたのでちょっと説明してほしいかなと。

事務局　この場合は宅地をそのまま使われて、田にするというわけじゃなくて、宅地は宅地のまま上を解いて平地にされるということです。

○番　それはわかってる。それはわかってるけど、農業委員の目的は、要するに緑の大地はなるべく残すということが目的ですから。例えば面積的には狭いのですが、ちょっと大きなところを、例えば5反か6反ぐらいあるところは、もとの宅地を田んぼにした場合、そういう処は何もトレンチャーの補助も出ないし、あるいは減反のときの減反奨励金も来ないということです、大体実際。つまりこの宅地もそうならば、このように貸したほうがよっぽど利益が上がるということであろうされるわけでしょう。

そうした場合は、ここは田んぼの第1種だから、まず家も何もないからいいのですが、第2種ぐらいのちょっと込み入った場所で、太陽光が家の上ならいいのですが、露地にそのままばたばたと建ててあって、太陽光もバンバン入ってきて、南側の逆のほう、その南側の家の人はとてもじゃないけど住んでおられないと、この人が逆に出ていかなければこんなところだったら住むもんかという、そういう事例もあるようですが、ここは見てみると、全部田の中なのでまだいいのですが。そういうことも考えられるので、そこら辺はどうかなと思っております。

事務局　周りに何も無いところに造られたらいいですけど、周りに家があったりして、今太陽光発電の反射熱で家の中の気温が上がってとても住めるような状態じゃないというような、日本全国でそういうことで裁判沙汰になっている事例もたくさん出てきております。

農業委員会としては、農地をこんなふうにして使われることについてはいろいろ調べて許可をしておりますけども、隣の宅地との関係につきましては、農業委員会のほうでは何も規制するものがございませんで、うちのほうから隣の方に建てるということは説明をして了解を得て理解をされてから、後々のこともありますので、してくださいという口頭では言えますけども、そこに何か規制をできるものというのがうちのほうでは何も無いものですから、農地法で言うところの許可は出さざるを得ないような状況にあります。

その後そういう問題が発生してきた場合につきましては、双方による民事によることになろうかと思えます。

生活環境課とか建設課とかいろんな課と今話を、こういう問題も今から増えてくるかなということで話をしておりますけども、どこの課につきましても、今規制する法律が何らないということで、私たちもいいものだろうかというふうな疑問を抱きながら農地法の許可はできるということで許可をしておりますので、そ

の後いろんな国、県からの指針等がございましたら皆様のほうにまたおつなぎを
したいと思います。

○番 そしたら、こういうふうな宅地だからいいのですか。元の宅地のようなところ
だから。田を埋めてつけたら農業委員会は許可できないのでしょうか。

事務局 田の中の真ん中に埋め立ててしようと思えば、もちろんできません。

○番 でしょ。だから、ここは元々宅地だからできるということでしょ。

事務局 隣の宅地と一体でできるということで、事業をされる宅地の面積の3分の1を
超えていなければ、こっちの事業と一緒に使う分には許可ができるということに
なっております。

○番 そういうことでしょ。新たに埋めてしたらいけないのでしょうか。わかりまし
た。失礼しました。

議長 いいでしょうか。
ほかにございませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。
議案番号第98号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。これも全員賛成と認め、議案番号第98号は原案のとおり
知事に進達することに決定をいたします。

議案番号第99号

議長 続きまして、議案番号第99号、事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号99、権利の種類、所有権移転、売買、申請農地の表示、大字深浦字東
山〇〇番、畑、278㎡、同じく大字深浦字東山〇〇番、畑、204㎡、大字深浦字東
山〇〇番、畑、186㎡、合計の668㎡。譲渡人、白石町大字深浦〇〇番地、〇〇さ
ん、白石町大字深浦〇〇番、〇〇さん、白石町大字深浦〇〇番地、〇〇さん、譲

受人、白石町大字戸ケ里〇〇番地、〇〇さん、転用目的、一般住宅。

転用の事由、現在夫婦子供4人の6人家族で祖母の家に間借りしているが、子供の成長とともに住居が手狭となり、住宅の新築が必要となった。なお、申請地は妻の実家に近く、育児等の協力を受けられることもあり、当該農地に計画をした。

事業または施設の概要、一般住宅234.71㎡、駐車場66.8㎡、通路その他366.49㎡、位置図、位置及び影響等、東、畑、西、町道、南、宅地、北、里道。面積の検討、適当、その他参考事項として、農振除外が平成10年10月23日に見直しによる決定公告をされております。

位置図につきましては14ページから16ページをごらんください。

農地の区分としましては第2種農地で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地でございます。周辺の土地に立地することが困難な場合は許可し得ると判断をいたしております。周辺農地や土地改良施設への影響もなく、その他許可要件も全て満たしておられることから申請は妥当と判断し、受理をいたしております。ご審議方よろしく願います。

議長 これについても地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。地元農業委員として4月25日に事務局と一緒に確認を行いました。

申請地は圃場整備等の公共投資の入っていない耕作不便な山間部の畑で、第2種農地であります。譲受人は現在戸ケ里地区の祖母方に間借りして居住されてるところですが、4名おられるお子さんたちの成長とともに手狭になり、妻の実家近くの申請地に住宅建築を計画されております。敷地面積についても共有しうる範囲であり、隣接農地への影響も少ないことから、転用についてはやむを得ないと判断いたしました。ご審議方よろしく願います。

議長 ありがとうございました。

議案番号99号、何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

ございませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。

議案番号第99号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。これも全員賛成と認め、議案番号第99号は原案のとおり知事に進達することに決定をいたします。

4. 非農地証明願いについて
議案番号第100号

議長 次に、「非農地証明願いについて」、議案番号100号、事務局に説明を求めます。

事務局 非農地証明の願いについて、議案番号100、願出農地の表示、所在地が大字福富字南観音〇〇番、畑の136㎡、願出者、白石町大字福富〇〇番地、上区の〇〇さん。

農地でなくなった時期及び原因、平成4年ごろより既存宅地を拡張したこととあわせて車庫及び駐車場として利用していた。顛末書が添付されております。圃場整備の有無、地区内、その他参考事項、農振興除外が平成26年12月4日、見直しの決定公告をされております。非農地化した原因、時期、経過、管理状況などの調査を行い、申請は妥当であると判断をし、受理をいたしております。

議案、位置図につきましては17ページから19ページをごらんください。
以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。
これについても地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。地元の農業委員として4月28日に〇〇委員さん及び事務局と現地確認を行いました。

ただいま事務局より説明がありましたように、申請地は平成4年の圃場整備の換地処分により畑として既存の宅地に隣接して張りつけされております。当時より一部は既に宅地として利用されていた経過がございますが、宅地が手狭で、東側は宅地を拡張され、東側車庫、駐車場等に使用されております。

今回の申請については、区長、生産組合長及び近隣の住民の方からも同意の確認を得ておられ、非農地として証明することはやむを得ないと判断いたします。
ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。
これについて何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。
ございませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。
議案番号第100号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。これも全員賛成と認め、議案番号第100号は当委員会で証明することに決定いたします。

5. 平成28年白石町農用地利用集積計画（5号）の承認決定について
議案番号第102号

議長 続きまして、議案番号第102号、平成28年白石町農用地利用集積計画（5号）の承認について、事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第102号の農用地利用集積計画（5号）についてご説明いたします。
初めに、所有権移転関係でございます。今回は6件となっております。整理番号1番から読み上げさせていただきます。
整理番号1番、買い手、大戸下、〇〇さん、売り手、大井、〇〇さん、土地の表示は大字東郷字三本楠〇〇番、田の1筆で1,903㎡、利用目的は米・麦、所有権の移転時期は平成28年5月9日、支払い期限は平成28年6月30日、10a当たりの対価は〇〇円、総額で〇〇円、支払い方法はJ A口座への振り込み、取得後の経営面積は22,495㎡。
整理番号2番、買い手、太原下、〇〇さん、売り手、下区、〇〇さん、土地の表示は大字福富下分字興福四区〇〇番、田の1筆で1,268㎡、利用目的はレンコン、所有権の移転時期は平成28年5月9日、支払い期限は平成28年10月31日、10a当たりの対価は〇〇円、総額で〇〇円、支払い方法はJ A口座への振り込み、取得後の経営面積は13,410㎡、認定新規就農者です。
整理番号3番、買い手、太原下、〇〇さん、売り手、東六府方区、〇〇さん、土地の表示は大字八平字八平〇〇番、畑の1筆で3,569㎡、利用目的はレンコン、所有権の移転時期は平成28年5月9日、支払い期限は平成28年10月31日、10a当たりの対価は〇〇円、総額で〇〇円、支払い方法はJ A口座への振り込み、取得後の経営面積は13,410㎡、認定新規就農者です。
整理番号4番、買い手、太原下、〇〇さん、売り手、江北町、〇〇さん、土地の表示は大字福富下分字興福四区〇〇番、同じく〇〇番、田の2筆で6,309㎡、

利用目的はレンコン、所有権の移転時期は平成28年5月9日、支払い期限は平成28年10月31日、10a当たりの対価は〇〇円、総額で〇〇円、支払い方法はJA口座への振り込み、取得後の経営面積は13,410㎡、認定新規就農者です。

整理番号5番、買い手、新明3B、〇〇さん、売り手、新明4B、〇〇さん、土地の表示は大字新拓〇〇番、田の1筆、4,485㎡、利用目的は米・麦、所有権の移転時期が平成28年5月9日、支払い期限は平成28年7月29日、10a当たりの対価は〇〇円、総額で〇〇円、支払い方法はJA口座への振り込み、取得後の経営面積は60,363㎡、認定農業者です。

整理番号6番、買い手、福吉北中、〇〇さん、売り手、福吉北中、〇〇さん、土地の表示は大字福吉字末福〇〇番、同じく〇〇番、田の2筆、7,247㎡、利用目的は米・麦、所有権の移転時期は平成28年5月9日、支払い期限は平成28年8月31日、10a当たりの対価は〇〇円、総額で〇〇円、支払い方法はJA口座への振り込み、取得後の経営面積は252,903㎡、認定農業者です。

次に、利用権設定関係でございます。3ページから7ページにかけて59件の計画が提出され、利用権の種類は賃借権が55件、使用貸借が5件となっております。そのうち新規が44件、その中で自作地から新規に利用権設定をされるものが26件で、再設定は18件でした。また、農地利用集積円滑化団体であるJAを通して設定されるものは27件です。

今回の利用権の総面積は300,277㎡です。

今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農業生産法人によるものが2件、個人によるものが57件となっております。

今回の計画の中で未相続農地は6件となっております。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして51件とも承認が相当と判断いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。

これについては議事参与の制限がございまして、〇番の〇〇委員、〇番の〇〇委員にはそれぞれの整理番号のところで、発言を控えていただきます。

何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

〇番 〇番〇〇です。5番の〇〇さんの取得後の面積が6町になってますけど、利用権設定の41番の、〇〇さんの取得後の面積が6町4反、どっちの面積かなということで。それから新拓の〇〇さんの面積もちよっと若干違うかな、1町ばかりちよっと違う。

事務局 すみません、確認をしてご返事をいたしたいと思います。

議長 どうぞ。

○番 ○番〇〇です。ただいまの〇〇さんの所有権移転、10 a 当たりの対価が極端に低くて〇〇円、これの説明をお願いします。

○番 ○番〇〇です。あっせん委員としてちょっと説明させていただきます。
この物件に関しては一応C地区ですから、ほかの農業委員さんと大体基準で〇〇円ということで決めています。ここの田んぼは少し殻が入っています。売り手のほうから殻が入っているので、ちょっと金額を下げているということです。売ったら端の〇万幾ら、その分を〇〇円で4反4畝掛けたら〇〇幾らになりました。それで売り手の〇〇さんのほうから殻が入っているので、その分は引いていいよということで、引いたら1反当たりが〇〇円ちょっとになりました。一応そういうことです。

○番 それは大体新拓のこの地区の対価というのはそのくらいですか。

○番 はい、一応北明の委員さんとちょっと場所が近くなので話し合っ、あのあたりは一応〇〇円ということで話しておりますので。だんだんこれが貯水池の横なので、その上になったらまた金額はずっと上がっていきますので。

議長 これはC地区の増反の分でしょ。

○番 いえいえ。

○番 新規配分、C地区の。

議長 漁業補償じゃなく、もう少し下でしょ。

○番 漁業補償じゃないですよ。

議長 そしてこの間決めた反で〇〇円の。

○番 はい。

議長 〇〇さん、いいですか。

○番 はい。

議長 ほかにございませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは、後で報告するというので採決に入りたいと思います。
議案番号102号、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。これも全員賛成と認め、議案番号102号は原案のとおり当委員会で承認することに決定をいたします。

6. 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について（農地の売り渡し希望）
議案番号第103号～議案番号第107号

議長 続きまして、「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について（農地の売り渡し希望）、議案番号103号から107号まで、事務局に一括して説明を求めます。

事務局 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について（農地の売り渡し希望）、議案103、申請農地の表示、大字福吉字末福〇〇番、田の748㎡、大字福吉字末福〇〇番、田の4,456㎡、大字福吉字末福〇〇番、田の3,000㎡、あっせん申出人、白石町大字福吉〇〇番地、福吉南の〇〇さん。

位置図については21ページをごらんください。

議案番号104番、大字築切字杉〇〇番、田の4,112㎡、あっせん申出人、白石町大字築切〇〇番地、北揚の〇〇さん。

議案位置図につきましては22ページをごらんください。

議案番号105、申請農地、大字八平字八平〇〇番、畑の2,475㎡、あっせん申出人、白石町大字福富〇〇番地、中区の〇〇さん。

位置図については23ページをごらんください。

議案番号106、申出農地、大字八平字新開〇〇番、畑の2,748㎡、大字八平字新開〇〇番、畑の1,898㎡、同じく大字八平字新開〇〇番、畑の1,899㎡、同じく大字八平字新開〇〇番、畑の2,844㎡、4筆につきましてのあっせん申出人は白石町大字福富下分〇〇番地、東六府方区の〇〇さんです。

位置図につきましては24ページをごらんください。

続きまして、議案番号107、申出農地、大字田野上字五本榎〇〇番、田の3,028㎡、同じく大字田野上字五本榎〇〇番、田、995㎡、大字田野上字五本榎〇〇番

○番、田の3,229㎡、大字田野上字五本榎○○番、田の3,330㎡、大字田野上字五本榎○○番、田の2,781㎡、5筆につきましてのあっせん申出人は、白石町大字田野上○○番地、島津の○○さんです。

位置図につきましては25ページをごらんください。

以上、議案103号から107号まで5件の議案につきまして、白石町農地移動適正化あっせん事業実施要領5の(8)に、農業委員の中からあっせん委員を2名指名すると定められておりますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 説明が終わりました。
それでは、あっせん委員の指名をお願いいたします。
議案番号103号。

○番 ○番と○番。

議長 ○番と○番ですね。3つともですね。

○番 はい。

議長 104号。

○番 ○番と○番。

議長 ○番と○番ですね。
105号。

○番 ○番と○番。

議長 ○番と○番ですね。
それから、106号。

○番 ○番と○番です。

○番 ○番と○番。

議長 ○番と。

○番 ○番。

議長 4つともですね。
それから、議案番号107号。

○番 ○番と○番。

議長 ○番と○番ですね。5筆ともですね。

○番 はい。

議長 それでは、確認をいたします。

議案番号103号は○番○○委員と○番○○委員、3つともですね、それから104号は○番○○委員と○番○○委員、それから105号は○番○○委員と○番○○委員、106号は○番○○委員と○番○○委員、4つともですね。それから、107号は○番○○委員と○番○○委員、これは5筆ともですね。それでは、よろしくお願ひします。

事務局の担当者を発表していただけますか。

事務局 それでは、各あっせん申し出につきまして担当をご説明いたします。

議案番号103番は○○でございます。104番が○○、105番が○○、106番が○
○、107番が○○、以上が担当いたします。以降の連絡調整につきましては担当職員にお願いしたいと思います。

議長 それでは、よろしくお願ひします。

議長 先ほどの質問について、事務局より説明させます。

事務局 失礼します。先ほどの議案102号、利用権設定関係でございます。

まず、所有権移転関係のほうをごらんいただきたいと思ひます。

整理番号5番、○○さんの経営面積が60,363㎡となっておりますけども、69,238㎡に訂正をお願いいたします。69,238㎡です。

それと、利用権設定のところで整理番号の18番、19番、○○さんでございますけども、取得後の経営面積、上と下とで違っておりますけども、76,437㎡にご訂正をお願いいたします。76,437㎡、18番、19番と一緒にございますけども、76,437㎡です。

それと、整理番号の41番でございます。○○さんでございますけども、経営面積64,753㎡となっておりますけれども、69,238㎡に訂正をお願いいたします。

69,238㎡です。申しわけございません。よろしくお願いいたします。

議長 これで全議案が終了いたしましたので、続いて報告事項に入ります。

事務局 (事務局より報告事項を行う)
 1. 合意解約の報告
 2. 形状変更届出について

議長 続いて、業務連絡に移ります。

事務局 (事務局より業務連絡事項について説明)
 1. 第6回農業委員会総会の日時及び場所
 2. 農業者年金加入推進特別研修会について
 3. その他
 ・熊本地震義援金についてのお願い

議長 本日の総会はこれにて終了いたします。どうもご苦労さまでした。

閉会時刻 10時31分

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第27条の規定に基づく議事の顛末を記録し、白石町農業委員会会議規則第18条の規程により、ここに署名する。

平成 年 月 日

白石町農業委員会

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員